

三重とことわか国体・三重とことわか大会 開・閉会式等自主警備業務実施計画（改正案）

第1章 総則

（目的）

第1条 この計画は、第76回国民体育大会警備・消防防災基本計画に基づき、第76回国民体育大会「三重とことわか国体」及び第21回全国障害者スポーツ大会「三重とことわか大会」（以下「両大会」という。）開・閉会式、両大会開・閉会式リハーサル、三重とことわか大会競技会（以下「開・閉会式等」という。）の開催に伴う自主警備について必要な事項を定めることにより、事件・事故等の未然防止及び発生時におけるすみやかな事態の収拾を図り、選手・監督・両大会役員・一般観覧者等（以下「両大会参加者」という。）の生命・身体・財産を保護することを目的とする。

（実施機関）

第2条 県が設置する両大会の実施本部（以下「実施本部」という。）は、警察、消防、県防災担当部及び委託警備会社等（以下「自主警備関係機関」という。）の協力を得て、自主警備業務を実施する。

（自主警備業務）

第3条 この計画における自主警備業務は、次のとおりとする。

- (1) 別に定める会場管理運営要綱及び施設管理者が規定する規則等に基づく会場管理
- (2) 入退場者管理（入場者数管理、金属探知機検査、手荷物検査、持込禁止物一時預かり等）
- (3) 巡視活動による不審者及び不審物件の発見と適切な初期対応
- (4) 開・閉会式等の円滑な運営を妨害する者及び行為に対する的確な対応
- (5) 交通誘導、車両対策、案内等の通行管理
- (6) 開・閉会式等の円滑な運営を行うための各種情報収集及び伝達
- (7) 会場への不法侵入防止、施錠管理等の管理保全
- (8) 通信体制の確立と通信手段の確保
- (9) 雜踏警備
- (10) 事前警戒・警備
- (11) 迷子・遺失物等の対応
- (12) その他必要な自主警備業務

第2章 開・閉会式会場における活動

(実施期日及び実施場所)

第4条 実施期日及び実施場所は、次のとおりとする。

区分	実施期日	実施場所
三重とこわか国体 総合開・閉会式リハーサル	2021年9月23日(木)	【三重県総合文化センター】 ・三重県総合文化センター 地内及び周辺 ・その他関係施設
三重とこわか国体 総合開会式	2021年9月25日(土)	
三重とこわか国体 総合閉会式	2021年10月5日(火)	
三重とこわか大会 開・閉会式リハーサル	2021年10月21日(木)	
三重とこわか大会 開会式	2021年10月23日(土)	
三重とこわか大会 閉会式	2021年10月25日(月)	
事前警戒・警備	国体開会式 2021年9月24日(金) 国体閉会式 2021年10月4日(月) 大会開会式 2021年10月22日(金) 大会閉会式 2021年10月24日(日)	

(組織及び任務)

第5条 実施本部は、自主警備業務に万全を期すため、実施本部内に警備、消防及び防災等に
関係する各グループの本部員等で構成する警備消防防災部を設置し、本部員及び警戒員に
対して具体的な任務区分を付与し、責任の所在を明確にしておく。

(関係機関との連携)

第6条 警備消防防災部は、自主警備業務を円滑に実施するため、自主警備関係機関と緊密な
連絡調整を行う。

(平常時における活動)

第7条 警備消防防災部は、自主警備関係機関及び実施本部各グループと連携し、次のとおり
自主警備業務を行う。

(1) 事前警戒・警備

仮設物の転倒、損壊等の点検・警戒、不審者の会場内への侵入防止及び不審物件の発見等のための警戒・警備

(2) 交通誘導整理

- ア 両大会関係車両に対する指定駐車場までの案内・誘導
- イ 駐車許可証不携帯車両に対する事実確認及び再発行
- ウ 両大会車両専用駐車場への一般車両の進入防止及び通行規制場所における迂回路の指示

エ 交通渋滞及び交通事故の原因となる駐車車両発見時における運転手に対する移動要請並びに要請に応じない場合及び運転手不在の場合の警察官への車両排除要請
オ 会場直近の交差点等における歩行者の安全確保を目的とした交通誘導整理

(3) 会場内外通行管理

- ア 来場者種別に応じた動線案内・通行誘導
 - イ 両大会参加者以外の一般通行者に対する立入制限の告知及び迂回路の教示
 - ウ 会場内に物資・資器材等を搬入する車両、人員の確認及び歩行者との接触事故を防止するための通路の確保
- エ 入場用 IDカード等の通行管理レベル識別証（以下「IDカード等」という。）のレベルに応じた通行適否の確認及び式典会場内の配席区分に応じた入場者の整理

(4) 雜踏警備

- ア シャトルバス発着場、各入場口等、人の滞留・混雑が予想される場所における警戒、広報、誘導
 - イ 階段、勾配等により転倒事故が予想される危険箇所における警戒及び資器材を活用した注意喚起
 - ウ 各入場口、手荷物検査所等、群衆密度が高くなる場所における警戒及び所要時間の告知
- エ 駆け足、転倒、通路上での立ち止まり等、危険要因排除のための案内、広報及び誘導
オ 式典終了後における駆け足や押し合い等による転倒等の事故防止のための危険場所における警戒及び動線別の案内、誘導
カ 来場者が過密となり事故等の発生のおそれがある場合に来場者の分断、進入規制、迂回措置等の状況に応じた適切な措置による来場者の危険緩和

(5) 会場入退場者管理

- ア IDカード等確認場所におけるIDカード等の所持の確認と不所持者の排除
 - イ 手荷物検査所における入場整理、広報及び妨害行為企図者等に対する警戒並びに持込禁止物の発見
 - ウ 途中退場者に対する手荷物再検査の告知及び再入場時における再検査の徹底
- エ 会場内及び各入場口におけるIDカード等の確認と不正入場者の発見、排除
オ 入退場者数の時間毎の確認と会場内来場者数の管理

(6) 不審者、不審物件等に対する警戒

- ア 巡視活動等による不審者、不審物件に対する警戒及び認知又は発見時における警備

消防防災部への速報と適切な初期対応

- イ 妨害行為企図者等に関する情報収集及び認知又は発見時における警備消防防災部への速報と適切な初期対応

(7) その他

その他必要な自主警備業務

(事件・事故発生時における活動)

第8条 警備消防防災部は、事件・事故、妨害行為等（以下「事案等」という。）の発生情報を入手した場合は、事実確認に努めるとともに事態の早期鎮圧、被害の拡大防止を図るために、自主警備関係機関と協力し、次の活動を行う。

(1) 通報連絡

- ア 事案等の発生を認知又は発見した警戒員は、事実確認に努めるとともに、警備消防防災部へ概要を通報する。

- イ 通報を受けた警備消防防災部は、当該事案等の事実確認、状況把握に努めるとともに、自主警備関係機関に通報、連絡を行う。

(2) 初期対応

- ア 警備消防防災部における措置

（ア） 事案等の情報収集を行い、正確な状況把握に努め、事案等の内容に応じた的確な指示を現場に急行した本部員及び警戒員に与えるとともに、状況に応じて自主警備関係機関への出動要請を行う。

（イ） 事案等の状況により、本部員及び警戒員に、自主警備関係機関が行う活動への支援や周辺における雑踏整理等を指示し、現場における早期鎮圧と収拾に協力する。

（ウ） 情報分析を的確に行い、事案等の拡大の見通しや社会的反響等を総合的に判断し、実施本部及び自主警備関係機関との連絡を図り、事案等の早期鎮圧と収拾に必要な措置を講じる。

- イ 現場における措置

（ア） 両大会参加者の生命・身体を守ることを最優先とし、二次被害が発生することのないよう安全性を確認したうえで、被害者の救出・救助を行うとともに、負傷者に対し必要な救護活動を行う。

（イ） 可能な限り事案等関係者（加害者、被害者、行為者、目撃者等）の確保に努める。なお、確保が困難である場合は、事後対策のために事案等関係者の人相等の特徴及び事案等の概要を記録する。

（ウ） 自主警備関係機関が行う現場活動に協力し、現場周辺の雑踏整理等を行う。

（エ） 本部員及び警戒員は、事案等発生に伴う来場者の動静把握に努め、特異動向が認められる場合は警備消防防災部への連絡を行う。

（オ） 現場に通じる緊急車両通行路の確保に努め、現場への誘導を行う。

（カ） その他事案等の鎮圧、拡大防止等に必要な措置を行う。

(爆破等予告に対する対応)

第9条 警備消防防災部は、爆破等の予告及び情報を入手した場合は、自主警備関係機関に速報するとともに、協力して不審者及び不審物件の発見に努める。この際、両大会参加者の混亂等防止に配慮する。

(大規模災害・突発重大事案が発生した場合の対策)

第10条 大規模災害・突発重大事案が発生した場合の対策は、別に定める。

(記録)

第11条 警備消防防災部は、自主警備活動状況の把握、発生した事案等の内容及び講じた措置等について記録する。

(通信連絡)

第12条 警備消防防災部及び自主警備関係機関との通信連絡体制は、別に定める。

(地形、地物等の把握)

第13条 警備消防防災部は、効果的な自主警備活動及び迅速な現場急行ができるよう、実地踏査により、会場内外の通路、既存施設、構造、非常口及び避難場所等の把握に努めるとともに、通常時における仮設物の設置状況等の実態把握にも努める。

第3章 三重とこわか大会の競技会場における活動

(実施期日及び実施場所)

第14条 実施期日及び実施場所は、次のとおりとする。

区分	実施期日	実施場所
競技会場 (練習会場含む)	2021年10月22日(金) ～ 10月25日(月) (公式練習日含む) ※実施本部等が必要と認める場合は、上記実施期日以外の事前警戒・警備に係る期間を含むものとする。	【伊勢市】 ○三重交通G スポーツの杜 伊勢 陸上競技場〔陸上競技(身・知)〕 ○三重県営サンアリーナ 〔卓球(サウンドテーブルテニス (身)を含む。)(身・知・精)〕 〔ボッチャ(身)〕 【津市】 ○津グランドボウル 〔ボウリング(知)〕 ○津市産業・スポーツセンター (サオリーナ) 〔バスケットボール(知)〕

	<p>〔車いすバスケットボール（身）〕</p> <p>○津市安濃中央総合公園内体育館</p> <p>〔バレーボール（精）〕</p> <p>【四日市市】</p> <p>○四日市市総合体育館</p> <p>〔バレーボール（身・知）〕</p> <p>【松阪市】</p> <p>○松阪市総合運動公園 芝生広場</p> <p>〔アーチェリー（身）〕</p> <p>【鈴鹿市】</p> <p>○三重交通G スポーツの杜 鈴鹿 水泳場〔水泳（身・知）〕</p> <p>○三重交通G スポーツの杜 鈴鹿 サッカー・ラグビー場</p> <p>〔サッカー（知）〕</p> <p>【志摩市】</p> <p>○長沢野球場、長沢多目的広場</p> <p>〔フットベースボール（知）〕</p> <p>【東員町】</p> <p>○東員町スポーツ公園陸上競技場</p> <p>〔フライングディスク（身・知）〕</p> <p>【明和町】</p> <p>○明和中学校第2グラウンド</p> <p>〔グランドソフトボール（身）〕</p> <p>【紀北町】</p> <p>○赤羽公園野球場、赤羽公園多目的 グラウンド</p> <p>〔ソフトボール（知）〕</p> <p>※上記競技会場と異なる練習会場に ついても、実施場所に含むものと する。また、実施本部等が必要と認 める場合は、競技会場及び練習会 場が所在する付帯施設並びにその 周辺を含むものとする。</p>
--	--

身：身体障がい者が出場できる競技

知：知的障がい者が出場できる競技

精：精神障がい者が出場できる競技

(活動内容)

第15条 自主警備体制及び活動内容は、第2章の規定を準用する。

第4章 研修及び訓練

(研修及び訓練の実施)

第16条 実施本部は、開・閉会式等における自主警備業務を円滑に実施するため、関係する実施本部員に対し、両大会開催前の適切な時期に、業務に関する研修及び事前訓練を実施する。

(研修及び訓練内容)

第17条 自主警備業務に関する研修及び訓練の内容は、次のとおりとする。

- (1) 開・閉会式等における自主警備に関すること。
- (2) 自主警備関係機関との連携に関すること。
- (3) 現地踏査などによる避難誘導、避難経路に関すること。
- (4) その他両大会の自主警備に係る必要な事項に関すること。

第5章 雜則

(委任)

第18条 この計画に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

三重とことわか国体・三重とことわか大会 開・閉会式等消防防災業務実施計画（改正案）

第1章 総則

(目的)

第1条 この計画は、第76回国民体育大会警備・消防防災基本計画に基づき、第76回国民体育大会「三重とことわか国体」及び第21回全国障害者スポーツ大会「三重とことわか大会」（以下「両大会」という。）開・閉会式、両大会開・閉会式リハーサル、三重とことわか大会競技会（以下「開・閉会式等」という。）の開催に伴う消防防災体制及び活動要領等を定め、火災その他の災害（以下「火災等」という。）の未然防止及び発生時における迅速かつ的確な対応を図り、選手・監督・役員・一般観覧者等（以下「両大会参加者」という。）の安全を確保することを目的とする。

(諸規定との関係)

第2条 開・閉会式等における消防防災業務は、消防法等関係規定や開・閉会式等関係施設の管理者（以下「各施設管理者」という。）が定めた消防計画等によるものほか、この計画の定めによる。

(実施機関)

第3条 県が設置する両大会の実施本部（以下「実施本部」という。）は、消防、警察、県防災担当部、医療機関、委託警備会社等（以下「消防防災関係機関」という。）及び各施設管理者の協力を得て、消防防災業務を実施する。

(消防防災業務)

第4条 この計画における消防防災業務は、次のとおりとする。

- (1) 火災等の予防、警戒及び発生時の初期消火活動
- (2) 火気等使用場所の指定
- (3) 火災等発生時の消防防災関係機関への通報
- (4) 火災等の情報収集及び実施本部各グループへの連絡
- (5) 救急・救助及び医療機関等の救急活動に対する協力支援
- (6) 避難路、避難場所の確保及び緊急時の避難誘導
- (7) 会場定員管理
- (8) 緊急車両（消防ポンプ車、救急自動車等）の協力要請
- (9) 緊急車両等出動時の会場内の整理・誘導及び通行路の確保
- (10) 消防防災業務及び医療業務に必要な装備資器材の配備
- (11) 会場内外の消火栓設備、消火器の点検と封印等の確認
- (12) 火災報知機の誤発報等による妨害行為の警戒

- (13) 通信体制の確立と通信手段の確保
- (14) その他必要な消防防災業務

第2章 火災等予防管理

(火気等使用予防管理)

第5条 実施本部は、火災予防及び災害の発生による出火を防止するため、各施設管理者と協力して火気等の使用に関して次の業務を行う。

- (1) 火気等の使用場所の決定

喫煙場所及び火気設備機器等の使用場所は、各施設管理者と協議の上、決定する。

- (2) 各施設管理者の承認

次に掲げる事項を行う場合は、あらかじめ各施設管理者に申し出て、承認を得るものとする。

- ア 指定された喫煙場所以外の場所への新たな喫煙所の設置
- イ 各種火気設備機器等の設置又は変更
- ウ 式典等における火気の使用
- エ 催物施設整備での火気の使用
- オ 臨時売店における火気の使用
- カ その他火災等の予防上必要と認められる事項

(遵守事項)

第6条 実施本部は、火気等を使用する者に対し、次の事項について周知徹底を図る。

- (1) 喫煙は喫煙所で行うこと。
- (2) 電熱器、ガス器具等の火気設備機器は指定された場所で使用し、使用目的以外に使用しないこと。
- (3) 火気の使用に際しては周辺の整理整頓に努め、近くに可燃物を置かないこと。
- (4) 火気の使用後は確実に火の始末を行い、火気設備機器は確実に点検を行って安全を確認すること。
- (5) 火気の使用場所付近には、消火器を置くこと。

2 両大会に關係するすべての者は、防火施設、消火設備等の機能を有効に保持するため、次の事項を遵守すること。

- (1) 入場口、避難口、通路、階段付近に避難上支障となる物品を置かないこと。
- (2) 防火扉付近に閉鎖の障害となる物品又は延焼の媒介となる物品を置かないこと。
- (3) 消防用設備等付近に使用上支障となるような物品を置かないこと。

第3章 開・閉会式会場における活動

(実施期日及び実施場所)

第7条 実施期日及び実施場所は、次のとおりとする。

区分	実施期日	実施場所
三重とこわか国体 総合開・閉会式リハーサル	2021年9月23日（木）	【三重県総合文化センター】 ・三重県総合文化センター 地内及び周辺 ・その他関係施設
三重とこわか国体 総合開会式	2021年9月25日（土）	
三重とこわか国体 総合閉会式	2021年10月5日（火）	
三重とこわか大会 開・閉会式リハーサル	2021年10月21日（木）	
三重とこわか大会 開会式	2021年10月23日（土）	
三重とこわか大会 閉会式	2021年10月25日（月）	
事前警戒・警備	国体開会式 2021年9月24日（金） 国体閉会式 2021年10月4日（月） 大会開会式 2021年10月22日（金） 大会閉会式 2021年10月24日（日）	

(組織及び任務)

第8条 実施本部は、消防防災業務に万全を期すため、実施本部内に警備、消防及び防災等に
関係する各グループの本部員等で構成する警備消防防災部を設置し、本部員及び警戒員に
対して、具体的な任務区分を付与し、責任の所在を明確にしておく。

2 火災等が発生し又は発生のおそれがある場合は、必要に応じて実施本部で緊急に組織す
る臨時消防防災組織を編制する。

(関係機関等との連携)

第9条 警備消防防災部は、消防防災業務を円滑に実施するため、消防防災関係機関と緊密な
連絡調整を行う。

(平常時における活動)

第10条 警備消防防災部は、消防防災関係機関、各施設管理者及び実施本部各グループと連携して、次の消防防災業務を行う。

(1) 予防管理・点検

- ア 指定場所における喫煙状況
- イ 指定場所における火気等の使用状況
- ウ 臨時売店等における防火安全管理状況
- エ ゴミ箱、ゴミ集積所等における出火防止
- オ 入場口、避難口、通路及び階段付近における避難上支障となる物品の有無
- カ 防火扉付近に閉鎖の支障となる物品及び延焼の媒介となる物品の有無
- キ 避難誘導灯、通路誘導灯等の点灯状況
- ク 自動火災報知設備の表示灯の点灯状況及び使用上支障となる物品の有無
- ケ 消防水利の異常の有無及び採水上支障となる物品の有無
- コ 消火器、消火栓の設置状況及び異常の有無並びに封印等の確認
- サ 変電設備の外的異常の有無及び周辺における可燃性物品の有無
- シ 屋外危険物貯蔵施設の外的異常の有無及び周辺における可燃性物品の有無
- ス 緊急車両進入路における通行支障物品の有無
- セ 避難場所の使用状況の確認
- ソ 避難経路上における通行支障物品等の有無
- タ その他必要な措置

(2) 報告

予防管理・点検の実施者は、予防管理・点検の結果を警備消防防災部に報告する。

(3) 是正・改善

警備消防防災部は、予防管理・点検により、不備、欠陥、支障となる物品の存置、設備等の異常、不審物発見等の報告があった場合は、実施本部各部及び消防防災関係機関に通報連絡を行うとともに、必要に応じてすみやかに是正・改善を行う。

(4) 記録

警備消防防災部は、是正又は改善の結果及び警備消防防災部が執った措置を記録する。

(火災等発見時の措置)

第11条 火災等の発生を認知又は発見した者は、消防機関へすみやかに通報するとともに、警備消防防災部に対して電話、無線機、口頭等の最も迅速な方法で通報する。

(火災等発生時における活動)

第12条 警備消防防災部は、火災等が発生した場合又は情報を入手した場合は、事実確認に努めるとともに、被害の拡大防止を図るため、消防防災関係機関及び各施設管理者と協力し、次の活動を行う。

(1) 通報連絡等

- ア 火災等の情報又は発生の通報を受理した場合は、その通報内容について記録するとともに、本部員及び警戒員を直ちに現場に派遣させて事実確認を行う。
- イ 火災等の発生を確認した場合は、消防防災関係機関へ通報連絡を行い連携協力体制を確立するとともに、火災等発生状況報告書により火災等の発生の内容を把握する。
- ウ 把握した火災等の状況に応じて、救護担当グループ、消防防災関係機関の出動要請等適切な初期対応を行うとともに、必要に応じて臨時消防防災体制を編制する。

(2) 初期消火活動、連絡調整等

ア 警備消防防災部における措置

- (ア) 把握した内容に基づき、消防防災関係機関に出動要請の通報を行うとともに、緊密な連絡体制を確立する。
- (イ) 火災等発生場所以外の本部員及び警戒員を現場に派遣させて、消防防災関係機関による消火活動等への支援活動を行うとともに、必要に応じて臨時消防防災体制を編制し、運用する。
- (ウ) 火災等の発生日時、場所、負傷者の有無、原因、発生規模、拡大の見通し、被害の程度、二次被害のおそれ等に関する情報の収集及び実施本部、消防防災関係機関等への通報連絡を逐一行い、実施本部における指揮命令体制を確立する。
- (エ) 火災等の発生状況等について、実施本部に対する通報連絡を徹底し、迅速かつ円滑な避難誘導が図れるように周知する。
- (オ) 火災等の発生場所以外における避難等の措置の判断に必要な情報の収集に努める。

イ 現場における措置

- (ア) 消火器、消火栓設備等を活用し、事故や二次災害に留意しながら初期消火活動を行うとともに、被害の拡大防止に努め、負傷者がいる場合は救護活動を優先する。
- (イ) 現場に通じる消防車等の緊急車両通行路を確保し、現場への誘導にあたる。
- (ウ) 消防防災関係機関が行う消火活動に協力するとともに、現場周辺の雑踏整理等を行う。
- (エ) 可能な限り、火災等の発生に係る発見者、目撃者等の確保に努める。
- (オ) 火災等の発生に伴う両大会参加者の動静把握に努め、特異動向が認められ、又はおそれがある場合は警備消防防災部への連絡を行う。
- (カ) その他火災等の鎮圧、拡大防止等に必要な措置を行う。

(3) 避難誘導

避難誘導を実施する場合は、臨時消防防災体制による任務分担を行い、消防防災関係機関との連携を図りながら、安全かつ迅速な避難誘導に努める。

(4) 救護支援

負傷者の生命・身体を守ることを最優先とし、二次災害が発生することのないよう、安全性を確認したうえで、負傷者の救出・救助を行うとともに、消防防災関係機関や救護担当グループの活動を支援する。

(非常放送)

第13条 火災等発生時における非常放送は、次のとおり定める。

(1) 非常放送の対応

実施本部は、火災等発生時の非常放送について、来場者の心理的不安を除去する放送内容に努める。

(2) 非常放送時の措置

警備消防防災部は、火災等が発生し、非常放送を行う必要があると認めたときは、実施本部担当グループに指示する。

(避難場所)

第14条 避難場所は、関係機関と調整のうえ決定する。

(大規模災害・突発重大事案が発生した場合の措置)

第15条 大規模災害・突発重大事案が発生した場合の対策は、別に定める。

(通信連絡・記録)

第16条 消防防災関係機関等との通信連絡体制及び警備消防防災に関する記録は、別に定める。

第4章 三重とこわか大会の競技会場における活動

(実施期日及び実施場所)

第17条 実施期日及び実施場所は、次のとおりとする。

区分	実施期日	実施場所
競技会場 (練習会場含む)	2021年10月22日(金) ～ 10月25日(月) (公式練習日含む) ※実施本部等が必要と認める場合は、上記実施期日以外の事前予防・点検に係る期間を含むものとする。	【伊勢市】 ○三重交通G スポーツの杜 伊勢 陸上競技場〔陸上競技(身・知)〕 ○三重県営サンアリーナ 〔卓球(サウンドテーブルテニス(身)を含む。)(身・知・精)〕 〔ボッチャ(身)〕 【津市】 ○津グランドボウル 〔ボウリング(知)〕 ○津市産業・スポーツセンター (サオリーナ) 〔バスケットボール(知)〕 〔車いすバスケットボール(身)〕 ○津市安濃中央総合公園内体育館

	<p>〔バレー・ボール（精）〕</p> <p>【四日市市】</p> <p>○四日市市総合体育館</p> <p>〔バレー・ボール（身・知）〕</p> <p>【松阪市】</p> <p>○松阪市総合運動公園 芝生広場</p> <p>〔アーチェリー（身）〕</p> <p>【鈴鹿市】</p> <p>○三重交通G スポーツの杜 鈴鹿 水泳場〔水泳（身・知）〕</p> <p>○三重交通G スポーツの杜 鈴鹿 サッカー・ラグビー場</p> <p>〔サッカー（知）〕</p> <p>【志摩市】</p> <p>○長沢野球場、長沢多目的広場</p> <p>〔フットベースボール（知）〕</p> <p>【東員町】</p> <p>○東員町スポーツ公園陸上競技場</p> <p>〔フライングディスク（身・知）〕</p> <p>【明和町】</p> <p>○明和中学校第2グラウンド</p> <p>〔グランドソフトボール（身）〕</p> <p>【紀北町】</p> <p>○赤羽公園野球場、赤羽公園多目的グ ラウンド</p> <p>〔ソフトボール（知）〕</p> <p>※上記競技会場と異なる練習会場に ついても、実施場所に含むものとする。また、実施本部等が必要と認める 場合は、競技会場及び練習会場が 所在する付帯施設並びにその周辺 を含むものとする。</p>
--	--

身：身体障がい者が出場できる競技

知：知的障がい者が出場できる競技

精：精神障がい者が出場できる競技

(体制等)

第18条 消防防災体制及び活動内容は、第3章の規定を準用する。

第5章 研修及び訓練

(研修及び訓練の実施)

第19条 実施本部は、開・閉会式等における消防防災業務を円滑に実施するため、関係する実施本部員に対し、両大会開催前の適切な時期に、業務に関する研修及び事前訓練を実施する。

(研修及び訓練内容)

第20条 消防防災業務に関する研修及び訓練の内容は、次のとおりとする。

(1) 研修内容

- ア 開・閉会式等における消防防災業務に関すること。
- イ 開・閉会式等消防防災業務マニュアルの周知徹底に関すること。
- ウ 警備消防防災部及び臨時消防防災体制に係る任務の周知徹底に関すること。
- エ その他消防防災業務に係る必要な事項に関すること。

(2) 訓練内容

- ア 火災等の情報収集、伝達及び通報訓練
- イ 初期消火訓練
- ウ 救出救護訓練
- エ 避難誘導訓練
- オ 通信機器取扱訓練
- カ その他必要と認める事項

第6章 雜則

(委任)

第21条 この計画に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

三重とこわか国体・三重とこわか大会 開・閉会式等大規模災害・突発重大事案対策業務実施計画（改正案）

第1章 総則

(目的)

第1条 この計画は、第76回国民体育大会警備・消防防災基本計画に基づき、第76回国民体育大会「三重とこわか国体」及び第21回全国障害者スポーツ大会「三重とこわか大会」（以下「両大会」という。）開・閉会式、両大会開・閉会式リハーサル、三重とこわか大会競技会（以下「開・閉会式等」という。）の開催時において、大規模災害・突発重大事案（以下「大規模災害等」という。）が発生した場合における県が設置する実施本部（以下「実施本部」という。）の業務体制及び業務要領等を定め、迅速かつ的確な応急対策を図り、選手・監督・役員・一般観覧者等（以下「両大会参加者」という。）の安全を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この計画における用語の定義は、次に定めるところによる。

(1) 大規模災害

大規模な地震、暴風、豪雨、洪水その他異常な自然現象又は火災等で、死傷者の発生又は施設の損壊を伴い、若しくはそのおそれがあり、特別な体制で対処する必要がある事案をいう。

(2) 突発重大事案

爆発事故、雑踏事故、爆薬や毒劇物等を用いたテロ等突発事案であって、死傷者等を伴い、社会的反響の大きい事案、又は死傷者等を伴うおそれがあり、大きな社会的反響が予想される事案など特別な体制で対処する必要がある事案をいう。

第2章 開・閉会式会場における対策

(実施期日及び実施場所)

第3条 実施期日及び実施場所は、次のとおりとする。

区分	実施期日	実施場所
三重とこわか国体 総合開・閉会式リハーサル	2021年9月23日（木）	【三重県総合文化センター】 ・三重県総合文化センター
三重とこわか国体 総合開会式	2021年9月25日（土）	地内及び周辺 ・その他関係施設

三重とこわか国体 総合閉会式	2021年10月5日（火）
三重とこわか大会 開・閉会式リハーサル	2021年10月21日（木）
三重とこわか大会 開会式	2021年10月23日（土）
三重とこわか大会 閉会式	2021年10月25日（月）
事前警戒・警備	国体開会式 2021年9月24日（金） 国体閉会式 2021年10月4日（月） 大会開会式 2021年10月22日（金） 大会閉会式 2021年10月24日（日）

（警戒措置）

第4条 三重とこわか国体・三重とこわか大会開・閉会式等消防防災業務実施計画等に規定する警備消防防災部は、大規模災害等の発生のおそれがある場合、実施本部各グループと連携して次の警戒措置を行う。

- (1) 大規模災害等に関する情報の収集
- (2) 交通機関の運行及び道路交通状況の情報収集
- (3) 避難経路の確認及び避難場所の確保
- (4) 仮設物の安全確認、転倒・落下防止措置及び障害物の点検・除去
- (5) 大規模災害等対応の指揮及び避難場所等の周知
- (6) 火気の使用中止及び機器等の運転の安全確認
- (7) 医薬品、医療器具等の確保準備
- (8) 県・関係市町災害対策本部（未設置の場合の連絡担当課（係）等を含む。）及び消防、警察、委託警備会社等（以下「防災関係機関」という。）への連絡、連携の確保
- (9) その他必要な警戒措置

（大規模災害等発生時の措置）

第5条 実施本部員は、大規模災害等の発生時において、次に定める一時的な応急対策を行う。

- (1) 応急対策に必要な体制の確立
- (2) 事案の概要、被害状況の把握及び交通情報の収集

- (3) 救急・救助活動
- (4) 両大会参加者（災害時要配慮者を含む。）の安全確保及び避難誘導
- (5) 緊急車両の誘導及び通行路の確保
- (6) 残留者対策及び会場内保安対策等の会場管理業務
- (7) 医療機関等の救急活動に対する協力支援
- (8) 防災関係機関及び県・関係市町災害対策本部等との密接な連携及び情報共有
- (9) 通信手段の確保と災害時通信体制の確立
- (10) その他必要な措置

（特別緊急災害対策本部の設置）

- 第6条 実施本部長は、大規模災害等が発生し又はそのおそれがあり、応急対策を実施するために、特に必要があるときは、別に定める伝達網により伝達を行うとともに、特別緊急災害対策本部（以下「特別緊急本部」という。）を設置する。
- 2 特別緊急本部は、開・閉会式等会場が被災等により使用に耐え難い場合、又はそのおそれがある場合においては、近隣の適切な場所に設置する。
- 3 特別緊急本部の編制及び役割、連絡・通信体制は、別に定める。

（特別緊急本部の運用）

- 第7条 特別緊急本部の編制にあたっては、大規模災害等の発生場所や規模、被害状況及びその拡大、波及性等を勘案し、弾力的な運用を図るものとする。

（防災関係機関との連携）

- 第8条 特別緊急本部は、大規模災害等の一時的な応急対策を円滑に実施するため、防災関係機関と緊密な連絡調整を行うとともに、協力体制を確立する。

（県防災組織との関係）

- 第9条 特別緊急本部は、大規模災害等が発生し又はそのおそれがあり、県が地域防災計画や各部局の各種危機事案対応マニュアル等に基づき、県災害対策本部、各種危機事案対策本部等を設置した場合においては、各対策本部等との緊密な連絡体制を構築し、連携協力する。

（主催者連絡会議等による決定措置）

- 第10条 実施本部長は、両大会の開催直前又は開催中において主催者等の協議により中止又は中断の決定がなされた場合は、混乱による影響や各種事故防止を図るため、必要に応じて特別緊急本部を設置し、直ちに次の措置をとる。

- (1) 両大会参加者に対して、場内放送設備、大型映像装置等の機器の活用及び現場広報により、中止又は中断の周知を図り、避難又は退場の案内誘導を行う。
- (2) 出入口等における退場の支障となる物品等を撤去するとともに、必要により避難口

を開放し、第13条に定める避難場所への安全な誘導に努める。

- (3) 会場への入場禁止措置をとるとともに、入場しようとする者に対して、中止又は中断の周知を図り、必要により直近の避難場所へ安全な誘導を行う。
- (4) 緊急の避難を必要としない中止の決定があった場合は、両大会参加者を退場場所まで安全に案内誘導を行う。
- (5) 避難後の残留者の発見に努め、発見した場合は直ちに避難又は退場の措置をとる。
- (6) 中断する場合においては、無用な混乱を生じさせないため中断の理由及び中断に伴う措置並びに今後の見通しについて両大会参加者に周知を図るとともに、突発的な事案の拡大等による中止に備えた警戒措置に配意する。

(実施態度の決定)

第11条 開・閉会式等の実施の決定に係る処理等は、別に定めるところによる。

(避難等の周知)

第12条 実施本部は、大規模災害等の発生により両大会参加者を避難させる場合に備え、次の方法等により入場時に両大会参加者に対する大規模災害等対策の事前周知・啓発を図る。

- (1) 観客席、控所等における避難経路、退場口、避難時の留意事項等を記載したチラシの配布
- (2) 場内放送の活用による大規模災害等発生時の諸注意の伝達

(避難場所)

第13条 避難場所は、関係機関と調整のうえ決定する。

(留意事項)

第14条 避難誘導にあたっては、次の事項に留意し、両大会参加者の安全かつ迅速な避難誘導に努める。

- (1) 場内放送の活用、拡声器等による避難方法、避難経路の案内指示等の広報を積極的に行い、心理的不安の除去を図りつつ、混乱による二次災害の防止に努める。
- (2) 両大会参加者の行動統制を図り、前条で定めた避難場所に誘導する。
- (3) 乳幼児、高齢者、障がい者等の要配慮者に対する積極的な支援を行い、負傷者とともに最優先で避難誘導に努める。
- (4) トイレ、洗面所、各諸室等における残留者の発見に努める。
- (5) 避難場所における避難者数、負傷者等の有無及び負傷程度の把握に努める。
- (6) 避難者に対して判明した大規模災害等の現況、公共交通機関の運行及び道路交通状況並びに今後の見通し等について積極的かつ効果的な広報に努める。
- (7) 防災関係機関との連携を密にして、積極的な協力支援に努める。

(負傷者等の搬出等)

第15条 特別緊急本部は、人命救助を最優先とした迅速な救助活動に努め、救急医療関係者との連携を密にした救護支援を行う。

2 負傷者等の搬送先は、原則として救護所とする。ただし、搬送に耐え難いと判断される重傷（症）者にあっては、医療関係者の判断による。

(医療体制)

第16条 特別緊急本部は、防災関係機関と連携を密にして、負傷者等を指定救急医療機関等の医療施設へ迅速に搬送するための支援を行うとともに、迅速・的確な医療体制の確立を図る。

第3章 三重とこわか大会の競技会場における対策

(実施期日及び実施場所)

第17条 実施期日及び実施場所は、次のとおりとする。

区分	実施期日	実施場所
競技会場 (練習会場含む)	2021年10月22日（金） ～ 10月25日（月） (公式練習日含む) ※実施本部等が必要と認める場合は、上記実施期日以外の事前警戒に係る期間を含むものとする。	【伊勢市】 ○三重交通G スポーツの杜 伊勢 陸上競技場〔陸上競技（身・知）〕 ○三重県営サンアリーナ 〔卓球（サウンドテーブルテニス（身）を含む。）（身・知・精）〕 〔ボッチャ（身）〕 【津市】 ○津グランドボウル 〔ボウリング（知）〕 ○津市産業・スポーツセンター （サオリーナ） 〔バスケットボール（知）〕 〔車いすバスケットボール（身）〕 ○津市安濃中央総合公園内体育館 〔バレーボール（精）〕 【四日市市】 ○四日市市総合体育館 〔バレーボール（身・知）〕 【松阪市】

	<p>○松阪市総合運動公園 芝生広場 〔アーチェリー（身）〕</p> <p>【鈴鹿市】</p> <p>○三重交通G スポーツの杜 鈴鹿 水泳場〔水泳（身・知）〕</p> <p>○三重交通G スポーツの杜 鈴鹿 サッカー・ラグビー場 〔サッカー（知）〕</p> <p>【志摩市】</p> <p>○長沢野球場、長沢多目的広場 〔フットベースボール（知）〕</p> <p>【東員町】</p> <p>○東員町スポーツ公園陸上競技場 〔フライングディスク（身・知）〕</p> <p>【明和町】</p> <p>○明和中学校第2グラウンド 〔グランドソフトボール（身）〕</p> <p>【紀北町】</p> <p>○赤羽公園野球場、赤羽公園多目的 グラウンド 〔ソフトボール（知）〕</p> <p>※上記競技会場と異なる練習会場に ついても、実施場所に含むものと する。また、実施本部等が必要と認 める場合は、競技会場及び練習会 場が所在する付帯施設並びにその 周辺を含むものとする。</p>
--	--

身：身体障がい者が出場できる競技

知：知的障がい者が出場できる競技

精：精神障がい者が出場できる競技

(活動内容)

第18条 大規模災害等の対策については、第2章の規定を準用し、必要な対策を講じる。

第4章 研修及び訓練

(研修及び訓練)

第19条 実施本部は、大規模災害等発生時における円滑な諸活動の実施に備え、関係する実

施本部員に対し、両大会開催前の適切な時期に、業務に関する研修及び事前訓練を実施する。

(研修及び訓練実施)

第 20 条 大規模災害等の対策に関する研修及び訓練の内容は、次のとおりとする。

(1) 研修内容

- ア 特別緊急本部の組織編制に関すること。
- イ 本実施計画の周知及び大規模災害等対策に必要な知識に関すること。
- ウ その他、両大会の開催に伴う大規模災害等対策に係る必要な事項に関すること。

(2) 訓練内容

- ア 大規模災害等情報の収集、伝達及び通信要領
- イ 救護対応訓練
- ウ 避難誘導訓練
- エ 広報活動訓練
- オ その他必要と認める事項

第 5 章 雜則

(委任)

第 21 条 この計画に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

審議事項(4)

三重とこわか国体・三重とこわか大会 開・閉会式会場管理運営要綱（改正案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、第76回国民体育大会「三重とこわか国体」及び第21回全国障害者スポーツ大会「三重とこわか大会」の開会式及び閉会式（以下「開・閉会式」という。）の参加者の安全・安心と円滑な運営を図るため、開・閉会式会場に入場し、又は入場しようとするすべての者（以下「入場者等」という。）が遵守すべき事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるとところによる。

（1）管理運営区域

「三重県総合文化センター地内」及び周辺並びにその他関係施設において、三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会（以下「実行委員会」という。）が使用する区域をいう。

（2）入場管理区域

前号で定める管理運営区域のうち、入場用IDカード等による通行管理レベル識別証（以下「IDカード等」という。）により入場管理を行う区域をいう。

（3）式典会場区域

入場管理区域のうち、開・閉会式の式典が行われる区域をいう。

（管理運営者）

第3条 管理運営区域の管理運営者は、三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会会長（以下「会長」という。）とする。

（持込禁止物）

第4条 管理運営区域に、次の各号に掲げる物（模造品、類似品を含む。）を持ち込んではならない。ただし、会長が特に必要と認めた場合はこの限りではない。

- (1) 銃砲類、エアーソフトガン、モデルガン、その他銃器及び銃器と誤認させるもの（銃砲の威力のない銃器を含む）
- (2) 刀剣類、包丁、ナイフ、カミソリ、針、ハサミ、缶切、その他の鋭利な物
- (3) 毒物、劇物その他の有害物質
- (4) 爆発物、発煙筒、爆竹、花火、ガスホーン、火薬、照明弾、催涙スプレー、油類その他可燃性の危険物
- (5) スタンガン、石、弓矢、スリングショット、吹矢、木材、木刀、鉄パイプ、棒、ハンマ

一、チェーン、その他凶器として使用されるおそれのある物

- (6) 掲示板、立て看板、横断幕、懸垂幕、旗、のぼり、アドバルーン、風船、ゼッケン、プラカード、文書、図書、図画、印刷物、レーザーポインター、サーチライト、その他開・閉会式の運営に支障を及ぼすおそれのある物
- (7) 塗料類(ペンキ類)
- (8) キックボード、スティックボード、スケートボード、ローラースケート、ローラー付きシューズ、ラジコン、その他の通行に危険を及ぼすおそれのある物
- (9) 無線通信機器(携帯電話、スマートフォン、タブレット、小型ラジオ等を除く。)
- (10) ドローン、カメラ内蔵型マルチヘリコプター、ラジコンヘリコプター、その他遠隔操作又は自動操縦により飛行させることができる無人航空機
- (11) 動物類(盲導犬、聴導犬、介助犬等身体障がい者の補助の用に供する目的で訓練された犬を除く。)
- (12) その他入場者等に迷惑若しくは危険を及ぼし、又はそのおそれのある物
- 2 式典会場区域に、前項各号に掲げる物のほか、次の各号に掲げる物を持ち込んではならない。該当物については持込禁止物預かり所にて一時預かることとする。ただし、会長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。
- (1) 酒類
- (2) ペットボトル
- (3) ドライアイス
- (4) ボール類、ブーメランなどの投てき用遊具のほか、ビン類、缶類(スプレー缶を含む。)、凍結物その他の投てき、破裂等により他人に危害を与えるおそれのある物
- (5) ホイッスル、拡声器、楽器、ラジオカセット及びスピーカーその他の大きな音が出る物
- (6) クーラーボックス、旅行用カバンその他のスタンド通路の通行に支障を及ぼすおそれのある大型又は大量の荷物
- (7) その他開・閉会式の式典の運営若しくは進行を妨げ、又はそのおそれのある物

(禁止行為)

- 第5条 管理運営区域において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、会長が特に必要と認めた場合はこの限りでない。
- (1) 立入りを制限又は禁止された場所に正当な理由なく立入ること。
- (2) 観客席等へ物を投げ入れ、又は発射すること。
- (3) 機器を使用し、むやみに大音量を発すること。
- (4) 施設、器物、装置を汚損若しくは破壊し、又はみだりに操作を行うこと。
- (5) 入場者等を脅迫、威圧、侮辱、挑発し、若しくは他の入場者等に面会を強要し、又は他の入場者等の通行の妨害となる行為をすること。
- (6) 抗議集会、デモ、ヘイトスピーチ等会場秩序を乱すおそれのある行為をすること。
- (7) 所定の場所以外の場所で喫煙し、又はごみその他の汚物を廃棄すること。

- (8) アルコール、薬物その他の物質により酩酊した状態で入場し、又は入場しようとすること。
 - (9) 実行委員会が発行する駐車許可証等を掲示することなく、管理運営区域に自動車を乗り入れ、又は所定の場所以外の場所に駐車すること。
 - (10) 所定の場所以外の場所へ自転車若しくは二輪車を乗り入れ、又は所定の場所以外の場所に駐輪すること。
 - (11) たき火、電熱器、ガスその他これに類する火気を使用すること。
 - (12) テント、小屋掛けその他工作物を設けること。
 - (13) 商行為、寄付金の募集、広告物の掲示等の行為をすること。
 - (14) 文書、図書、図面、印刷物その他の物を配布し、又は掲出すること。
 - (15) 宣伝、勧誘、署名活動、演説、講演、布教、集会又は喧噪にわたる行為をすること。
 - (16) 本人名義以外のIDカード等を使用して入場管理区域に入る目的でIDカード等を所持し、または入場しようすること。
 - (17) 施設又は設備に施された錠、封印、テープ等を損壊、開封又は改変すること。
 - (18) その他管理運営区域における秩序の保持と大会の円滑な運営を妨げ、入場者等に迷惑若しくは危険を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。
- 2 式典会場区域において、前項各号に掲げる行為のほか、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、会長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。
- (1) 大ホール（大ホールホワイエ、楽屋等を含む）内に傘を持ち込むこと。
 - (2) 他の入場者等の迷惑になる、又はそのおそれのある撮影を行うこと。
 - (3) 入退場が規制されている時間に許可なく入退場すること。

（遵守事項）

- 第6条 入場者等は、管理運営区域の施設管理者が定める諸規定を遵守しなければならない。
- 2 入場管理区域に入場し、又は入場しようとする者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) IDカード等を外部から視認できるように指定された方法により携帯すること。
 - (2) 運転免許証、障害者手帳、パスポート等写真付きの身分証明書又は健康保険被保険者証その他の本人であることを確認できるもの（以下「本人確認書類」という。）を携帯し、係員から提示を求められたときは、これに応じること。
 - (3) 実行委員会及び施設管理者が定める新型コロナウィルス感染拡大防止に係るガイドライン等を遵守すること。
 - (4) 係員の指示、案内、誘導等に従い行動すること。
- 3 式典会場区域に入場し、又は入場しようとする者は、前項各号に加え、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 指定された場所において、IDカード等及び本人確認書類を係員に提示すること。
 - (2) 式典会場区域における参加者の安全・安心と大会の円滑な運営のための手荷物、所持品

等の検査に協力すること。

- (3) 指定された席において着席して観覧し、係員が席の移動を指示した場合は、これに従うこと。

(入場制限等)

第7条 会長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、管理運営区域への入場を拒み、又は退場を命ずることができる。

- (1) 会長の許可なく、第4条に掲げる物を持ち込んだ者又は持ち込もうとする者
- (2) 会長の許可なく、第5条に掲げる行為を行った者又は行うおそれのある者
- (3) 正当な理由なく前条に掲げる事項を遵守しない者

(雑則)

第8条 第4条及び第5条の規定は、実行委員会又は三重とことわか国体・三重とことわか大会実施本部が、開・閉会式の会場設営及び運営並びに式典行事を行う場合には適用しないものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、2021年9月24日から施行し、2021年10月25日をもって、その効力を失う。

第4回警備・消防専門委員会の審議事項について

1 審議事項

- (1)三重とくわか国体・三重とくわか大会開・閉会式等自主警備業務実施計画(改正案)
- (2)三重とくわか国体・三重とくわか大会開・閉会式等消防防災業務実施計画(改正案)
- (3)三重とくわか国体・三重とくわか大会開・閉会式等大規模災害・突発重大事案対策業務実施計画(改正案)
- (4)三重とくわか国体・三重とくわか大会開・閉会式会場管理運営要綱(改正案)

(参考)各改正案の新旧対照表

2 改正理由

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、10月14日の三重とくわか国体・三重とくわか大会実行委員会常任委員会にて開・閉会式会場を変更することが決定されたことに伴い、警備、消防、防災に係る計画等について改正が必要となりました。

また、式典リハーサル開催日など、計画等決定時点では未定とされていた事項や、運営に係る調整が進んだ事項などを反映することとしました。

具体的には、以下のとおりです。

《改正の概要》

①国体・大会の開・閉会式会場が変更されたことによる改正

会場名の変更、一般観覧者入場券申込約款やおもてなし広場等の記載削除 など

②県の実施本部員体制や、市町との役割分担の調整が進んだことによる改正

班からグループへの名称変更、体制及び活動内容の準用規定の変更 など

③新型コロナウイルス感染拡大防止に係る改正

開・閉会式会場管理運営要綱に新型コロナウイルス感染拡大防止に係るガイドライン等の遵守を記載

④日程が確定されたことによる改正

国体・大会の開・閉会式リハーサル日時、事前警戒・警備実施日を記載

審議事項 (1) 三重とこわか国体・三重とこわか大会 開・閉会式等自主警備業務実施計画（改正案）新旧対照表

(旧)	(新)																																								
<p>第1条～第2条 (略)</p> <p>第3条 この計画における自主警備業務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)別に定める会場管理運営要綱及び開会式・閉会式一般観覧者入場券申込約款並びに施設管理者が規定する規則に基づく会場管理</p> <p>(2)～(12) (略)</p> <p>第4条 実施期日及び実施場所は、次のとおりとする。</p>	<p>三重とこわか国体・三重とこわか大会 開・閉会式等自主警備業務実施計画 第1条～第2条 (略)</p> <p>第3条 この計画における自主警備業務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)別に定める会場管理運営要綱及び施設管理者が規定する規則等に基づく会場管理</p> <p>(2)～(12) (略)</p> <p>第4条 実施期日及び実施場所は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>実施期日</th> <th>実施場所</th> <th>実施期日</th> <th>実施場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三重とこわか国体 総合開・閉会式リハーサル</td> <td>未定</td> <td>【三重交通G スポーツの杜 伊勢 陸上競技場】</td> <td>2021年9月23日(木)</td> <td>【三重県総合文化センター】</td> </tr> <tr> <td>三重とこわか国体 総合開・閉会式</td> <td>2021年9月26日(土)</td> <td>三重交通G スポーツの杜 伊勢 陸上競技場地内及び周辺</td> <td>2021年9月25日(土)</td> <td>・三重県総合文化センター 地内及び周辺</td> </tr> <tr> <td>三重とこわか国体 総合開・閉会式</td> <td>2021年10月5日(火)</td> <td>・その他関係施設</td> <td>2021年10月5日(火)</td> <td>・その他関係施設 (削除)</td> </tr> <tr> <td>三重とこわか国体 総合開・閉会式</td> <td>未定</td> <td>【荒天時】</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>三重とこわか国体 開・閉会式リハーサル</td> <td>2021年10月23日(土)</td> <td></td> <td>2021年10月21日(木)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>三重とこわか国体 開・閉会式</td> <td>2021年10月25日(月)</td> <td></td> <td>2021年10月25日(月)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事前警戒・警備</td> <td>2021年9月中旬(予定) ～ 9月24日(金) 2021年10月中旬(予定) ～ 10月22日(金)</td> <td>事前警戒・警備</td> <td>国体開会式 2021年9月24日(金) 国体閉会式 2021年10月4日(月) 大会開会式 2021年10月22日(金) 大会閉会式 2021年10月24日(日)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	実施期日	実施場所	実施期日	実施場所	三重とこわか国体 総合開・閉会式リハーサル	未定	【三重交通G スポーツの杜 伊勢 陸上競技場】	2021年9月23日(木)	【三重県総合文化センター】	三重とこわか国体 総合開・閉会式	2021年9月26日(土)	三重交通G スポーツの杜 伊勢 陸上競技場地内及び周辺	2021年9月25日(土)	・三重県総合文化センター 地内及び周辺	三重とこわか国体 総合開・閉会式	2021年10月5日(火)	・その他関係施設	2021年10月5日(火)	・その他関係施設 (削除)	三重とこわか国体 総合開・閉会式	未定	【荒天時】			三重とこわか国体 開・閉会式リハーサル	2021年10月23日(土)		2021年10月21日(木)		三重とこわか国体 開・閉会式	2021年10月25日(月)		2021年10月25日(月)		事前警戒・警備	2021年9月中旬(予定) ～ 9月24日(金) 2021年10月中旬(予定) ～ 10月22日(金)	事前警戒・警備	国体開会式 2021年9月24日(金) 国体閉会式 2021年10月4日(月) 大会開会式 2021年10月22日(金) 大会閉会式 2021年10月24日(日)	
区分	実施期日	実施場所	実施期日	実施場所																																					
三重とこわか国体 総合開・閉会式リハーサル	未定	【三重交通G スポーツの杜 伊勢 陸上競技場】	2021年9月23日(木)	【三重県総合文化センター】																																					
三重とこわか国体 総合開・閉会式	2021年9月26日(土)	三重交通G スポーツの杜 伊勢 陸上競技場地内及び周辺	2021年9月25日(土)	・三重県総合文化センター 地内及び周辺																																					
三重とこわか国体 総合開・閉会式	2021年10月5日(火)	・その他関係施設	2021年10月5日(火)	・その他関係施設 (削除)																																					
三重とこわか国体 総合開・閉会式	未定	【荒天時】																																							
三重とこわか国体 開・閉会式リハーサル	2021年10月23日(土)		2021年10月21日(木)																																						
三重とこわか国体 開・閉会式	2021年10月25日(月)		2021年10月25日(月)																																						
事前警戒・警備	2021年9月中旬(予定) ～ 9月24日(金) 2021年10月中旬(予定) ～ 10月22日(金)	事前警戒・警備	国体開会式 2021年9月24日(金) 国体閉会式 2021年10月4日(月) 大会開会式 2021年10月22日(金) 大会閉会式 2021年10月24日(日)																																						

<p>第5条 実施本部は、自主警備業務に万全を期すため、実施本部内に警備、消防及び防災等に關係する各班の本部員等で構成する警備消防防災部を設置し、本部員及び警戒員に対して具体的な任務区分を付与し、責任の所在を明確にしておく。</p> <p>第6条 (略)</p>	<p>第5条 実施本部は、自主警備業務に万全を期すため、実施本部内に警備、消防及び防災等に關係する各班の本部員等で構成する警備消防防災部を設置し、本部員及び警戒員に対して具体的な任務区分を付与し、責任の所在を明確にしておく。</p> <p>第6条 (略)</p> <p>第7条 警備消防防災部は、自主警備關係機関及び実施本部各グループと連携し、次のとおり自警備業務を行ふ。</p> <p>第7条 (1)～(3) (略)</p> <p>第7条 (4) 離踏警備</p> <p>ア シャトルバス発着場、おもてなし広場、各入場口等、人の滞留・混雑が予想される場所における警戒、広報、誘導</p> <p>第7条 (5)～第14条 (略)</p> <p>第15条 自主警備体制及び活動内容は、第2章の規定を準用し、当日の実施業務を分担する会場地市町と連携しながら整備する。</p> <p>以下 (略)</p>
---	---

審議事項(2) 三重とこわかか国体・三重とこわかか大会 開・閉会式等消防防災業務実施計画(改正案) 新旧対照表

(旧)	(新)
三重とこわかか国体・三重とこわかか大会 開・閉会式等消防防災業務実施計画 第1条～第4条 (3) (略) 第4条 (4) 火災等の情報収集及び実施本部各班への連絡 第4条 ((5)～(7)) (略) (8) 緊急車両(消防ポンプ車、救急自動車等)の配備要請 第4条 (9)～第6条 (略) 第7条 実施期日及び実施場所は、次のとおりとする。	三重とこわかか国体・三重とこわかか大会 開・閉会式等消防防災業務実施計画 第1条～第4条 (3) (略) 第4条 (4) 火災等の情報収集及び実施本部各グループへの連絡 第4条 (5)～(7) (略) (8) 緊急車両(消防ポンプ車、救急自動車等)の協力要請 第4条 (9)～第6条 (略) 第7条 実施期日及び実施場所は、次のとおりとする。
区分	実施期日
三重とこわかか国体 総合開・閉会式	未定
三重とこわかか国体 総合開・閉会式	2021年9月25日(土)
三重とこわかか国体 総合開・閉会式	2021年10月5日(火)
三重とこわかか国体 総合開・閉会式	未定
三重とこわかか国体 開・閉会式	2021年10月23日(土)
三重とこわかか国体 閉・閉会式	2021年10月25日(月)
事前警戒・警備	2021年9月中旬(予定) ～ 9月24日(金) 2021年10月中旬(予定) ～ 10月22日(金)
実施場所	三重交通G スポーツの杜 伊勢 陸上競技場】 ・三重交通G スポーツの杜 伊勢 陸上競技場地内及び周辺 ・その他関係施設
区分	実施期日
三重とこわかか国体 総合開・閉会式	2021年9月23日(木) ・三重県総合文化センター ・三重県総合文化センター 地内及び周辺 ・その他関係施設
三重とこわかか国体 総合開・閉会式	2021年9月25日(土)
三重とこわかか国体 総合開・閉会式	2021年10月5日(火)
三重とこわかか国体 開・閉会式	2021年10月21日(木) (削除)
三重とこわかか国体 開・閉会式	2021年10月23日(土)
三重とこわかか国体 閉・閉会式	2021年10月25日(月)
事前警戒・警備	国体開会式 2021年9月24日(金) 国体閉会式 2021年10月4日(月) 大会開会式 2021年10月22日(金) 大会閉会式 2021年10月24日(日)
実施本部は、消防防災業務に万全を期すため、実施本部内に警備、消防及び防災等に 関係する各グループの本部員等で構成する警備消防防災部を設置し、本部員及び警戒員 に対して、具体的な任務区分を付与し、責任の所在を明確にしておく。	第8条 実施本部は、消防防災業務に万全を期すため、実施本部内に警備、消防及び防災等に 関係する各グループの本部員等で構成する警備消防防災部を設置し、本部員及び警戒員 に対して、具体的な任務区分を付与し、責任の所在を明確にしておく。

第8条2～第9条（略）	第8条2～第9条（略）
第10条 警備消防防災部は、消防防災関係機関、各施設管理者及び実施本部各班と連携して、次の消防防災業務を行う。	第10条 警備消防防災部は、消防防災関係機関、各施設管理者及び実施本部各グループと連携して、次の消防防災業務を行う。
第10条（1）～第12条（1）イ（略）	第10条（1）～第12条（1）イ（略）
第12条	第12条
（1）ウ 把握した火災等の状況に応じて、救護担当班、消防防災関係機関の出動要請等適切な初期対応を行うとともに、必要に応じて臨時消防防災体制を編制する。	（1）ウ 把握した火災等の状況に応じて、救護担当グループ、消防防災関係機関の出動要請等適切な初期対応を行うとともに、必要に応じて臨時消防防災体制を編制する。
第12条（2）～（3）（略）	第12条（2）～（3）（略）
（4）救護支援	（4）救護支援
負傷者の生命・身体を守ることを最優先とし、二次災害が発生することのないよう、安全性を確認したうえで、負傷者の救出・救助を行ふとともに、消防防災関係機関や救護担当班の活動を支援する。	負傷者の生命・身体を守ることを最優先とし、二次災害が発生することのないよう、安全性を確認したうえで、負傷者の救出・救助を行ふとともに、消防防災関係機関や救護担当グループの活動を支援する。
第13条（1）（略）	第13条（1）（略）
（2）非常放送時の措置	（2）非常放送時の措置
実施本部長は、火災等が発生し、非常放送を行ふ必要があると認めたときは、実施本部担当班に指示する。	警備消防防災部は、火災等が発生し、非常放送を行ふ必要があると認めたときは、実施本部担当グループに指示する。
第14条～第17条（略）	第14条～第17条（略）
第18条 消防防災体制及び活動内容は、第3章の規定を準用し、会場地市町と協議のうえ、協力して整備する。	第18条 消防防災体制及び活動内容は、第3章の規定を準用する。
以下（略）	以下（略）

審議事項（3）三重とこわか国体・三重とこわか大会 開・閉会式等大規模災害・突発重大事案対策業務実施計画（改正案）新旧対照表

(旧)		(新)	
三重とこわか国体・三重とこわか大会 開・閉会式等大規模災害・突発重大事案対策業務実施計画 第1条～第2条（略）		三重とこわか国体・三重とこわか大会 開・閉会式等大規模災害・突発重大事案対策業務実施計画 第1条～第2条（略）	
第3条 実施期日及び実施場所は、次のとおりとする。		第3条 実施期日及び実施場所は、次のとおりとする。	
区分	実施期日	区分	実施期日
三重とこわか国体 総合開・閉会式リハーサル	未定	三重とこわか国体 総合開・閉会式リハーサル	2021年9月23日（木）
三重とこわか国体 総合開会	2021年9月25日（土）	三重とこわか国体 総合開会	2021年9月25日（土）
三重とこわか国体 総合開閉会	2021年10月5日（火）	三重とこわか国体 総合開閉会	2021年10月5日（火）
三重とこわか国体 総合開・閉会式	【荒天時】 未定	三重とこわか国体 総合開・閉会式	2021年10月21日（木） <u>(削除)</u>
三重とこわか国体 総合開会式	2021年10月23日（土）	三重とこわか国体 総合開会式	2021年10月23日（土）
三重とこわか国体 総合閉会式	2021年10月25日（月）	三重とこわか国体 総合閉会式	2021年10月25日（月）
事前警戒・警備	2021年9月中旬（予定） ～9月24日（金） 2021年10月中旬（予定） ～10月22日（金）	事前警戒・警備	国体開会式 2021年9月24日（金） 国体閉会式 2021年10月4日（月） 大会開会式 2021年10月22日（金） 大会閉会式 2021年10月24日（日）

第4条 三重とこわか国体・三重とこわか大会開・閉会式等大規模災害・突発重大事案対策業務実施計画等に規定する警備消防災害部は、大規模災害等の発生のおそれがある場合、実施本部各班と連携して次の警戒措置を行う。

第4条 第12条（1）～第12条（2）（略）
連携して次の警戒措置を行う。

第4条（1）～第12条（2）（略）
第12条

(3) 式典出演者、音楽隊等が使用する場所の避難経路、退場口、避難時の留意事項等の図 頭による伝達 以下(略)	(3)(削除)
---	---------

審議事項 (4) 三重とこわか国体・三重とこわか大会 開・閉会式会場管理運営要綱（改正案）新旧対照表

	(旧)	(新)
第1条 (略)	三重とこわか国体・三重とこわか大会 開・閉会式会場管理運営要綱	三重とこわか国体・三重とこわか大会 開・閉会式会場管理運営要綱
第2条		第1条 (略)
(1) 管理運営区域	「三重交通G スポーツ」の社伊勢 陸上競技場及び周辺地域において、三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会（以下「実行委員会」という。）が使用する区域をいう。	第2条 (1) 管理運営区域 「三重県総合文化センター地内」及び周辺並びにその他関係施設において、三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会（以下「実行委員会」という。）が使用する区域をいう。
第2条 (2) ~第5条 (1) (略)		第2条 (2) ~第5条 (1) (略)
第5条		第2条 (2) ~第5条 (1) (略)
(2) フィールド、観客席等へ物を投げ入れ、又は発射すること		第5条 (1) 管理運営区域 （1）管理運営区域
第5条 (3) ~第6条 2 (2) (略)		第5条 (2) ~第5条 2 (2) (略)
第5条 2		第5条 2 (1) ~第5条 2 (2) (略)
(1) 会場内で傘を使用すること。		第5条 2 (1) 大ホール（大ホールホワイエ、楽屋等を含む）内に傘を持ち込むこと。
第5条 2 (2) (略)		第5条 2 (2) (略)
第5条 2		第5条 2 (3) 入退場が規制されている時間に許可なく入退場すること。
(3) 退場が規制されている時間に許可なく退場すること。		第6条 2 (1) ~ (2) (略)
第6条 2 (1) ~ (2) (略)		第6条 2 (1) ~ (2) (略)
第6条 2		第6条 2 (3) 実行委員会及び施設管理者が定める新型コロナウイルス感染拡大防止に係るガイドライン等を遵守すること。
(3) 係員の指示、案内、誘導等に従い行動すること。		第6条 3 (1) ~ (2) (略)
第6条 3		第6条 3 (1) ~ (2) (略)
(3) 指定された席又はスタンダードエリアにおいて着席して観覧し、係員が席の移動を指示した場合は、これに従うこと。		第6条 3 (3) 指定された席において着席して観覧し、係員が席の移動を指示した場合は、これに従うこと。
第7条 (略)		第7条 (略)
第8条 第4条及び第5条の規定は、次に掲げる場合には適用しないものとする。		第8条 第4条及び第5条の規定は、実行委員会又は三重とこわか国体・三重とこわか大会実施本部が、開・閉会式の会場設営及び運営並びに式典行事を行う場合
(1) 実行委員会又は三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会が競技のため会場設営及び運営並びに式典行事を行う場合		(1) 実行委員会又は三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会が競技のため会場設営及び運営並びに式典行事を行う場合
(2) 三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会が競技のため会場設営及び運営を行いう場合		(2) (削除)
以下 (略)		以下 (略)

説明・報告事項(1)

三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会

警備・消防専門委員会委員の変更

三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会会則第13条第4項の規定により報告します。

(順不同: 敬称略)

選出区分	所属機関・団体・役職名	旧	新
消防関係	伊勢市消防本部消防課長	ひらた 平田 もとひこ 元彦	やました 山下 さき お 佐喜男
警察関係	三重県警察本部警備部参事官（警衛対策課長）	でぐち 出口 ひろし 浩	たかはし 高橋 てつや 哲也
警察関係	三重県警察本部地域部首席参事官（地域課長）	かとう 加藤 ただし 匠	
	三重県警察本部地域部首席参事官（地域課長） 地域課次長事務取扱、警察航空隊長事務取扱		なかにし 中西 とおる 通
会場関係	三重県総合文化センター 施設利用サービスセンター長	—	いとう 伊藤 かずひろ 一公
県関係	三重県防災対策部 消防・保安課長	たけむら 竹村 しげや 茂也	わけ 和氣 じょうたろう 城太郎

説明・報告事項(2)

三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会 開催準備経過
(第3回警備・消防専門委員会以降)

3月2日時点

年度	月	日	開催準備	主な内容
令和元年度	2	19	第3回警備・消防専門委員会の開催	「開・閉会式会場管理運営要綱」(案)、「開・閉会式等自主警備業務実施計画」(案)等について審議し、決定
	2	20	第3回馬事衛生専門委員会の開催	「馬事衛生対策実施要領」(案)について審議し、決定
	2	25	第4回競技専門委員会の開催	「競技会役員編成基準」(案)について決定し、「大会実施要項(総則)」(案)について審議
	3	10	第8回式典専門委員会の開催	「式典実施計画」(最終案)について審議
	3	13	常任委員会中止に伴う会長の専決処分	「デモンストレーションスポーツ会場地市町における開催施設の変更」(案)、「大会実施要項(総則)」(案)、「式典実施計画」(案)、「専門委員会規程の改正」(案)について決定
令和2年度	5	15	第5回宿泊専門委員会の開催(書面議決)	「国体宿泊要項(三重県案)の改正」、「大会宿泊要項の改正」について審議し、決定
	6	1	第15回市町連絡調整会議の開催	「荒天時対応」、「観戦ガイドブック」等について説明
	6	30	第15回総務企画専門委員会の開催	「大会参加章等のデザイン(三重県案)及び入賞メダルのデザイン」、「特別招待者の範囲」等について審議し、決定及び「会場地市町における競技日程の変更」(案)、「会場地市町における開催施設及び競技日程の変更」(案)について審議
	6	30	第4回全国障害者スポーツ大会専門委員会の開催	「実施要綱」、「競技実施要項」、「リハーサル大会競技実施要項」について審議し、決定
	7	17	第16回総務企画専門委員会の開催(書面議決)	「会場地市町における競技日程の変更」(案)、「会場地市町における開催施設及び競技日程の変更」(案)、「会場地市町における開催施設の変更」(案)について審議
	7	17	三重とこわか国体実施要項(総則)等の決定等	日本スポーツ協会 国体委員会において第76回国民体育大会の「実施要項(総則)」、「デモンストレーションスポーツの競技会場変更」の決定及び「輸送・交通要項」、「宿泊要項」の承認
	8	4	第3回総会の開催	「事業報告」、「収支決算」等について審議し、決定及び「会場地市町における競技日程の変更」(案)、「会場地市町における開催施設及び競技日程の変更」(案)、「会場地市町における開催施設の変更」(案)について審議
	9	10	三重とこわか国体競技別会期及び競技会場の変更等の決定等	日本スポーツ協会 国体委員会(文書提案)において第76回国民体育大会の「競技別会期及び競技会場の変更」、「大会参加章の意匠」の決定
	10	14	第3回常任委員会の開催	「三重とこわか国体・三重とこわか大会開・閉会式会場の変更」について審議し、決定
	10	15	三重とこわか国体・三重とこわか大会開・閉会式会場の変更について等の決定	日本スポーツ協会 臨時国体委員会において第76回国民体育大会の「三重とこわか国体・三重とこわか大会開・閉会式会場の変更について」、「競技会会期の変更」の決定

令和 2年度	10	21	第16回市町連絡調整会議	「文化プログラム（個別プログラム）の募集」、「広報・県民運動の取組」、「三重とこわか大会 競技別会期」について説明等について説明
	11	16	第5回障害者スポーツ大会専門委員会の開催（書面議決）	「リハーサル大会の競技日程の変更」について審議し、決定
	11	18	第17回総務企画専門委員会の開催（書面議決）	「会場地市町における開催施設の変更」（案）、「会場地市町における競技日程の変更」（案）、「競技別リハーサル大会代替大会の承認」（案）について審議
	11	19	第5回競技専門委員会の開催	「競技会における新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン」について審議し、決定及び「中央競技役員数及び同所要経費基準」（案）、「大会実施要項（総則）の変更」（案）について審議
			第9回式典専門委員会の開催	「式典運営」（案）、「式典演技」（案）等について審議
	11	24	第5回医事・衛生専門委員会の開催（書面議決）	「弁当調達要項」（改正案）について審議し、決定
	11	26	第6回宿泊専門委員会の開催（書面議決）	「宿泊要項（三重県案）」（改正案）について審議し、決定
	11	27	常任委員会 会長の専決処分	「会場地市町における開催施設の変更」、「会場地市町における競技日程の変更」、「大会実施要項（総則）の変更」、「中央競技役員数及び同所要経費基準」について決定
	1	25	第6回障害者スポーツ大会専門委員会の開催（書面議決）	「三重とこわか大会競技会における新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン」（案）について、審議し、決定
	1	28	第4回馬事衛生専門委員会の開催（web開催）	「馬事衛生対策要項の改正」、「リハーサル大会 馬事衛生対策要項の策定」、「馬事衛生対策実施要領の改正」について審議し、決定
	2	4	第6回障害者スポーツ大会専門委員会の開催（書面議決）	「三重とこわか大会競技会における新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン」（案）について、審議し、決定
	2	15	第7回宿泊専門委員会	「三重とこわか国体報道員その他大会関係者宿泊規程」（案）、「三重とこわか国体宿泊業務実施要領」（案）、「三重とこわか大会宿泊業務実施要領」（案）について審議し、決定